

第7章 サービスの提供について

1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、障害者及び障害児等、またその家族が地域で安心して暮らし続けるために必要となる障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス提供体制を確保し、障害者及び障害児等がその能力や適性に応じて、自立した日常生活・社会生活を営むことができるように円滑に業務を進めていくための計画です。

富士吉田市では、障害者総合支援法に基づく国の基本指針などを踏まえ、令和8年度までの数値目標を設定するとともに、成果目標を達成するために必要なサービスごとの見込量を提示し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を図ります。

2 サービス提供の考え方について

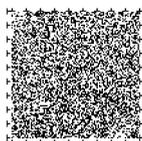
国の基本指針では、以下の7点に配慮して計画を策定することとしています。富士吉田市においても、これらの点を考慮しながら計画を策定するとともに、実際にサービスを提供し、事業を実施していきます。

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向け、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定に基づいた支援が可能な限り実現できるよう、情報の提供や相談支援体制の充実を図るとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供を行うことで、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていきます。

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービス等を受けられることができるよう、福祉サービスの一元的な実施主体である富士吉田市が、サービスを提供する事業所等と連携しながら、必要な人に必要なサービスが提供されるよう情報提供や利用促進に向けた取組を行っていきます。



③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

アンケート調査の結果からも、多くの方が住み慣れた地域で暮らすことを望んでいることから、障害者及び障害児等の生活を地域全体で支える生活支援拠点の整備やインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を関係機関と連携して進めていきます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの提供体制の確保に取り組むとともに、地域の地理的条件や社会資源の実態等を踏まえながら包括的な支援を進めます。また、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を推進します。

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

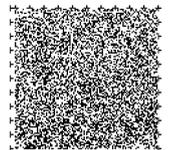
障害児及びその家族に対し、障害の疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう、相談支援や通所支援について、山梨県や関係機関と協力しながら進めていきます。また、障害児のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労などの機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築を推進します。

⑥ 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくにあたり、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図るため、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、働き甲斐のある障害福祉の現場づくりに努めます。その一環として、ハラスメント対策やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減や業務の効率化など関係者で協力して取り組む体制を整えます。

⑦ 障害者の社会参加を支える取組

障害者の多様なニーズを踏まえて支援するため、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。



3 サービス提供についての目標値

市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画では、国の基本指針に基づいて、

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

について数値目標を定めることが求められています。

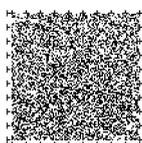
富士吉田市では、国の示した基準を踏まえながら、これまでの実績や市の実情を考慮した目標値の設定を行うとともに、この計画期間において目標が達成できるように、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に取り組んでいきます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上の削減に、地域生活移行者数を6%以上に設定することとされています。また、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加算した目標値とする方針が示されています。

富士吉田市では、令和4年度末時点の入所者 61 人に対して、令和8年度末までの入所者削減目標数を4人(6%)、地域生活移行者数を4人(6%)と設定しました。

項目	令和4年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
福祉施設入所者数	61人	57人	4人の削減(削減率:6%) 【国目標:5%以上】
地域生活移行者数	1人	4人	4人の移行(移行率:6%) 【国目標:6%以上】

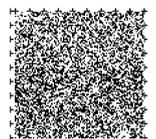


(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率について、令和8年度の目標値を設定することとされています。

こうした国の基本方針に掲げられている数値目標は、広域の調整が必要なため、山梨県が設定します。山梨県が設定した目標を達成するための取組の一環として、富士吉田市においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を定期的に開催するなど、活性化に向けた取り組みを進めていきます。

項目	令和4年度末実績値	令和8年度末目標値	目標値の設定
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所 (継続設置)	1か所(圏域設置) 【国目標：市内または圏域に1か所】
協議の場の開催状況	8回	8回	8回
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場への関係者の参加者数	13人	13人	保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場における目標設定	3項目	3項目	保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場における評価の実施回数	2回	2回	保健、医療、福祉関係者による協議の場における評価の実施回数

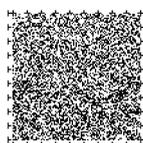


(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに、各市町村に1か所以上整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえて運用状況を検証及び検討することとされています。また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るために、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるとされています。

富士吉田市では、引き続き地域生活支援拠点を圏域で1か所設置し、コーディネーターを配置するとともに、運用状況の検証及び確認回数を年2回とすることを目標としました。また、強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握等についての取組は、これまで圏域として自立支援協議会が協議しているため、引き続き同協議会で、支援ニーズの把握および支援体制の整備に努めることとします。

項目	令和4年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
地域生活支援拠 点数	1か所	1か所 (継続設置)	1か所(圏域設置) 富士吉田市、富士河口湖 町、西桂町、忍野村、山中湖 村、鳴沢村 【国目標：市内または複数市 町村による共同整備も可 能】
コーディネーターの 配置	4人	4人	4人 【国目標：配置】
運用状況の検証及 び検討回数	1回	2回	2回 【国目標：年1回以上】
強度行動障害支 援体制整備	—	1か所	自立支援協議会で協議す る。 【国目標：強度行動障害を 有する者に関する支援ニー ズの把握、支援体制整備】 (新規)



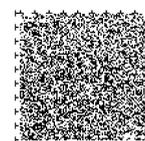
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

国の基本指針では、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数について、令和3年度実績の1.28倍以上とすることとされています。また、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加算した目標値とする方針が示されています。

富士吉田市では、これまでの実績や地域の実情を考慮して、9人(1.80倍)を令和8年度末時点の目標としました。

項目	令和3年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
一般就労への移行者数	5人	9人	9人(1.80倍) 【国目標:令和3年度実績の 1.28倍以上】

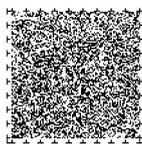


② 就労移行支援事業に係る移行者数

国の基本指針では、令和8年度中に就労移行支援事業に係る移行者数について、令和3年度実績の1.31倍以上を目指すこととされています。また、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所について、全体の5割以上を目指すこととされています。

富士吉田市では、これまでの実績や地域の実情を考慮して、就労移行支援事業に係る移行者数を令和8年度末時点で6人(1.50倍)とすることを目標としました。また、就労移行支援事業所は令和3年度末時点で7事業所あることから、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、令和8年度末までに4事業所とすることを目標としました。

項目	令和3年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
就労移行支援事業 に係る移行者数	4人	6人	6人(1.50倍) 【国目標:令和3年度実績の 1.31倍以上】
就労移行支援事業 利用終了者に占め る一般就労へ移行 した者の割合が5 割以上の事業所の 割合	—	4事業所	4事業所(57.1%) 【国目標:就労移行支援事 業所の5割以上】 (新規)



③ 就労継続支援A型事業に係る移行者数

国の基本指針では、令和8年度中に就労継続支援A型事業に係る移行者数について、令和3年度実績の概ね 1.29 倍以上を目指すこととされています。

富士吉田市では、これまでの実績や地域の実情を考慮して、就労継続支援A型事業に係る移行者数を令和8年度末時点で1人とすることを目標としました。

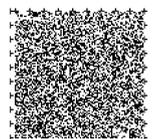
項目	令和3年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
就労継続支援A型 事業に係る移行者 数	0人	1人	1人 【国目標:令和3年 度実績の 1.29 倍 以上】

④ 就労継続支援B型事業に係る移行者数

国の基本指針では、令和8年度中に就労継続支援B型事業に係る移行者数について、令和3年度実績の概ね 1.28 倍以上を目指すこととされています。

富士吉田市では、これまでの実績や地域の実情を考慮して、就労継続支援B型事業に係る移行者数を令和8年度末時点で2人(2.00 倍)とすることを目標としました。

項目	令和3年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
就労継続支援B型 事業に係る移行者 数	1人	2人	2人(2.00 倍) 【国目標:令和3年 度実績の 1.28 倍 以上】



⑤ 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針では、就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度実績の1.41倍以上とすることとされています。

富士吉田市では、これまでの実績や地域の実情を考慮して、就労定着支援事業の利用者数を3人(3.00倍)とすることを目標としました。

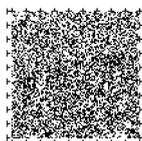
項目	令和3年度末実績値	令和8年度末目標値	目標値の設定
就労定着支援事業の利用者数	1人	3人	3人(3.00倍) 【国目標:令和3年度実績の1.41倍以上】

⑥ 就労定着率一定割合以上の就労定着支援事業所数の割合

国の基本指針では、令和8年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率(過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に一定期間^{※1}継続して就労している者又は就労していた者の割合)が7割以上の事業所について、全体の2割5分以上とすることとされています。

富士吉田市では、市内に1か所ある就業定着支援事業所において、引き続き就労定着率が7割以上とすることを目標としました。

項目	令和3年度末実績値	令和8年度末目標値	目標値の設定
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	1か所	1か所	1か所(10割) 【国目標:2割5分】



※1 「42 カ月以上 78 カ月未満」の期間のことをいう。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することとされています。

富士吉田市では、児童発達支援センターを令和8年度末までに圏域で1か所設置することを目標としました。

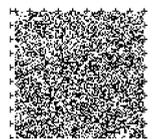
項目	令和4年度末実績値	令和8年度末目標値	目標値の設定
児童発達支援センター設置数	0か所	1か所	1か所(圏域設置) 【国目標:1か所以上】

② 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

国の基本指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することとされています。

富士吉田市では、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することを踏まえ、令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標としました。

項目	令和4年度末実績値	令和8年度末目標値	目標値の設定
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	—	保育所等訪問支援が利用できる体制の構築	体制の構築 【国目標:体制の構築】(新規)



③ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数

国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することとされています。

富士吉田市では、児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所について、圏域で1か所ずつ設置することを目標としました。

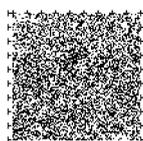
項目	令和4年度末実績値	令和8年度末目標値	目標値の設定
児童発達支援事業所数	0か所	1か所	1か所(圏域設置) 【国目標:1か所以上】
放課後等デイサービス事業所数	0か所	1か所	1か所(圏域設置) 【国目標:1か所以上】

④ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置数

国の基本指針では、令和8年度末までに、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を設けることとされています。

富士吉田市では、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を圏域で1か所継続して設置することを目標としました。

項目	令和4年度末実績値	令和8年度末目標値	目標値の設定
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場数	1か所	1か所 (継続設置)	1か所(圏域設置) 【国目標:1か所以上】



⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数

国の基本指針では、令和8年度末までに、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することとされています。

富士吉田市においては、令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域で4人配置することを目標としました。

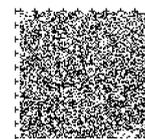
項目	令和4年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
医療的ケア児等に関する コーディネーター配置数	2人	4人	4人 【国目標：1人以上】

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとされています。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保するとされています。

富士吉田市では、既に圏域で設置している富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を引き続き確保するとともに、個別事例の検討実施回数を年6回行うことを目標としました。

項目	令和4年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
基幹相談支援センター の設置	1か所	1か所 (継続設置)	1か所 【国目標：1か所以上】
地域の相談支援事業所 に対する訪問等による専 門的な指導・助言件数	129件	148件	地域の相談支援事 業所に対する訪問等 による専門的な指 導・助言件数
地域の相談支援事業所 の人材育成の支援件数	18件	20件	地域の相談支援事 業所の人材育成の 支援件数



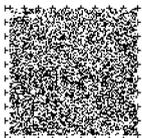
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	—	体制の確保	体制の確保 【国目標:体制の確保】(新規)
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	—	6回	6回 【国目標:協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数】(新規)

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することとされています。

富士吉田市では、障害福祉サービス等の質の向上に関する具体的な取組として、研修参加を促す取組と審査エラー内容分析結果を活用した取組を、年1回ずつ実施することを目標としました。

項目	令和4年度末実績値	令和8年度末目標値	目標値の設定
研修参加を促す取組	1回	1回	年1回 【国目標:体制の構築】
審査エラー内容分析結果を活用した取組	0回	1回	



4 サービス量の推移と見込量の確保のための方策

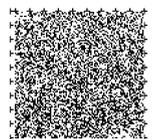
【サービスの見込量算出の基本的な考え方】

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間となる令和6年度から令和8年度までの3年間のサービスの見込量の算出にあたっては、年間の値が確定している令和2年度から令和4年度の実績と、令和5年度の利用見込の合計4年間のサービス量の伸び率や、1人当たりの平均的な利用時間・日数等により算出をしました。また、過去に利用実績がないサービスについては、認定調査の際の聞き取りや計画策定に向けてのアンケート調査・ヒアリング調査の結果から利用者のニーズ等を考慮して算出しています。

(1) 指定障害福祉サービス等

① 訪問系サービス

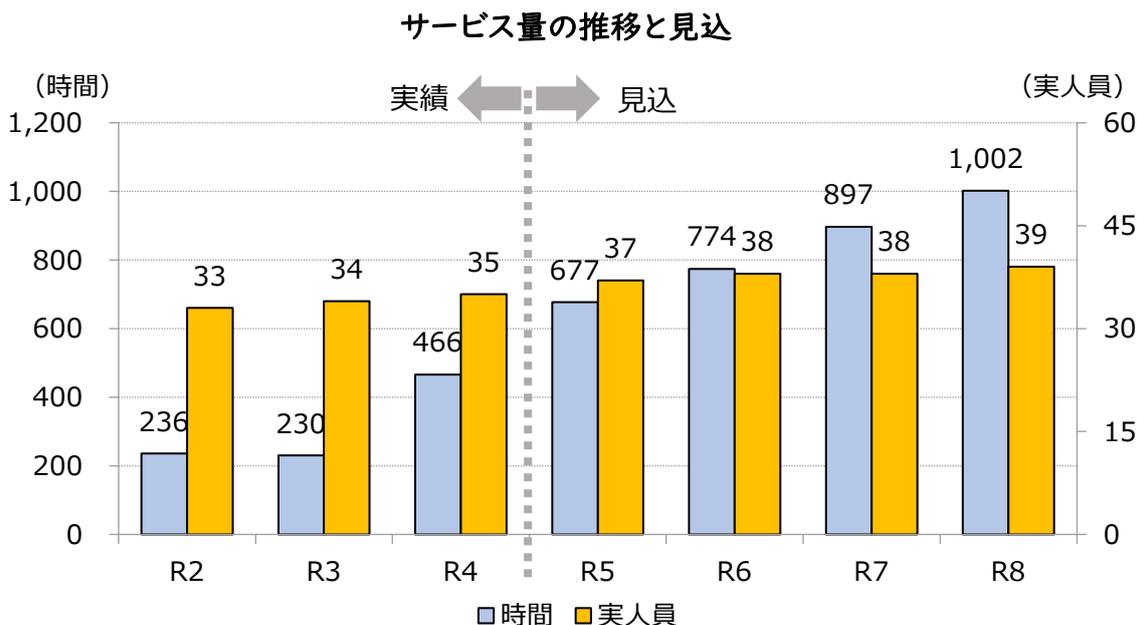
名称	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事の介護や、家事の援助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅や医療機関での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しく困難を有する人に、移動時や外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、食事・排せつ等の介護など、外出の際に必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。



<サービス量の推移と見込>

訪問系サービスの見込量については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援をサービスごとに推計を行い、それらを合計して、訪問系サービス全体の見込量として算出します。

訪問系サービス全体の実績は、これまでの実績やアンケート調査結果から、令和5年度から令和8年度まで、サービス量は徐々に増加することを見込みました。

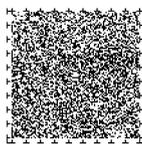


計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	時間分	774	897	1,002
	実人員	38	38	39

(内訳)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間分	215	228	221
	実人員	31	30	30
重度訪問介護	時間分	556	665	778
	実人員	5	6	7
同行援護	時間分	2	3	2
	実人員	1	1	1
行動援護	時間分	1	1	1
	実人員	1	1	1
重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	0
	実人員	0	0	0

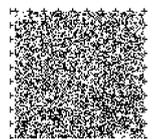


<訪問系サービス見込量確保のための方策>

- 訪問系サービスについては、利用者数や利用時間数の増加が見込まれることから、サービス提供事業所の活用や体制の充実を図ります。
- 計画相談支援の活用等により、障害特性に応じて必要なサービスが必要な人に提供されるように取り組んでいきます。
- サービスを提供する事業者に対して、障害特性を理解したヘルパーの確保や人材育成を促し、ニーズに応じたサービス提供事業所の確保に努めます。
- 介護保険サービスのみを提供する事業者には、障害福祉分野への参入促進など、サービス提供体制の拡充に努めます。

② 日中活動系サービス

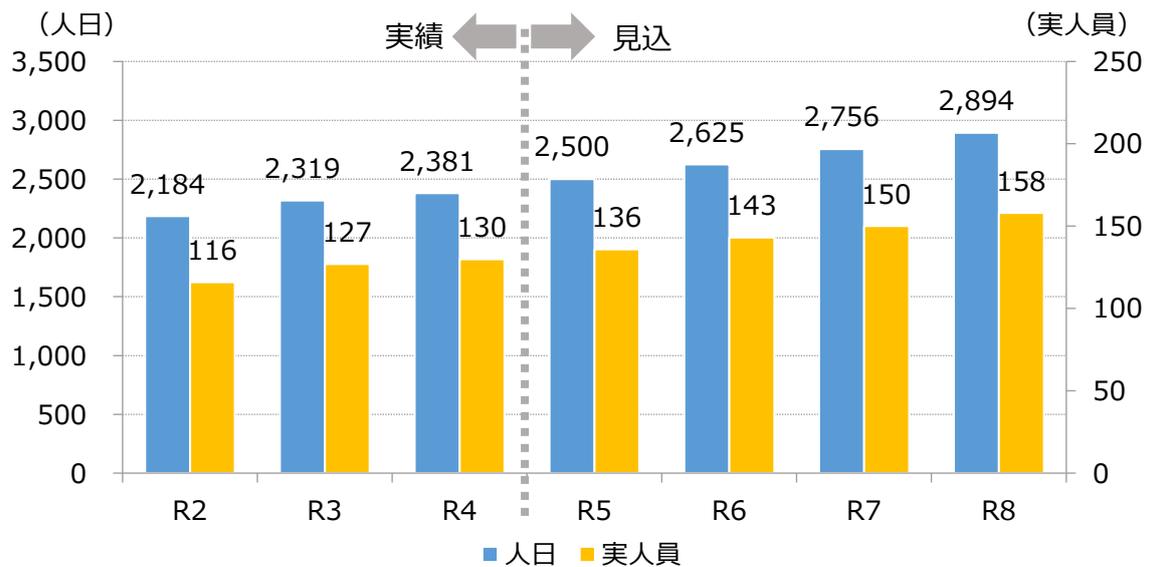
名称	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能もしくは生活の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。



生活介護

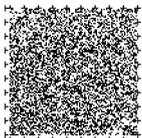
<サービス量の推移と見込>

生活介護の実績は、令和2年度から令和4年度までサービス量、実人員ともに緩やかな増加傾向にありました。これまでの実績やアンケート調査結果から、令和5年度以降もサービス量、実人員ともに緩やかに増加していくと見込みました。



計画期間における見込量

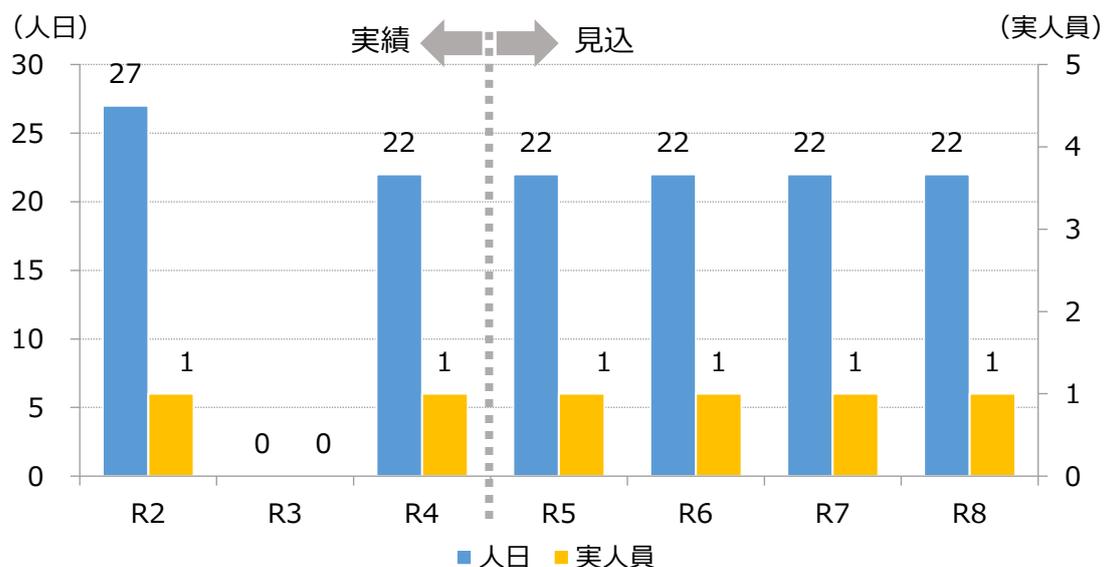
サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	2,625	2,756	2,894
	実人員	143	150	158



自立訓練（機能訓練）

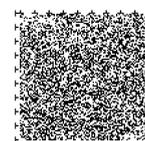
<サービス量の推移と見込>

自立訓練（機能訓練）の実績は、令和3年度に0人となりましたが、令和4年度は令和2年度の実績と同程度に戻りました。これまでの実績やアンケート調査結果から、令和5年度以降もサービス量、実人員ともに令和4年度と同程度の水準で推移していくことを見込みました。



計画期間における見込量

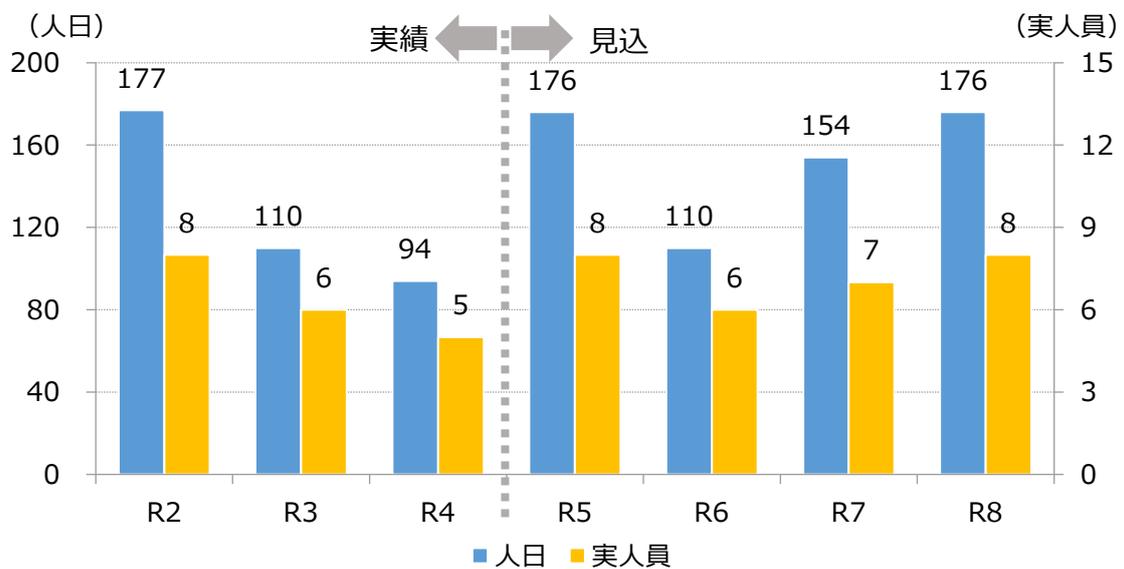
サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日	22	22	22
	実人員	1	1	1



自立訓練（生活訓練）

<サービス量の推移と見込>

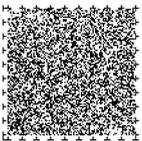
自立訓練（生活訓練）の実績は、令和2年度から令和4年度まで減少傾向にありましたが、これまでの実績やアンケート調査結果から、令和5年度には令和2年度の実績と同程度の実績となる見込みとなります。令和6年度はサービス量、実人員ともに平均程度に落ち着くものの、以降は令和8年度まで緩やかに増加することを見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人日	110	154	176
	実人員	6	7	8

精神障害者の利用者数	実人員	3	4	5
------------	-----	---	---	---



就労選択支援

<サービス量の推移と見込>

就労選択支援は、令和7年度に開始予定の新たなサービスであるため、令和7年度からサービス量を見込みました。今後、関係機関等と連携しながら、ニーズ把握の方法や実施内容等について検討の上、実施していきます。

計画期間における見込量

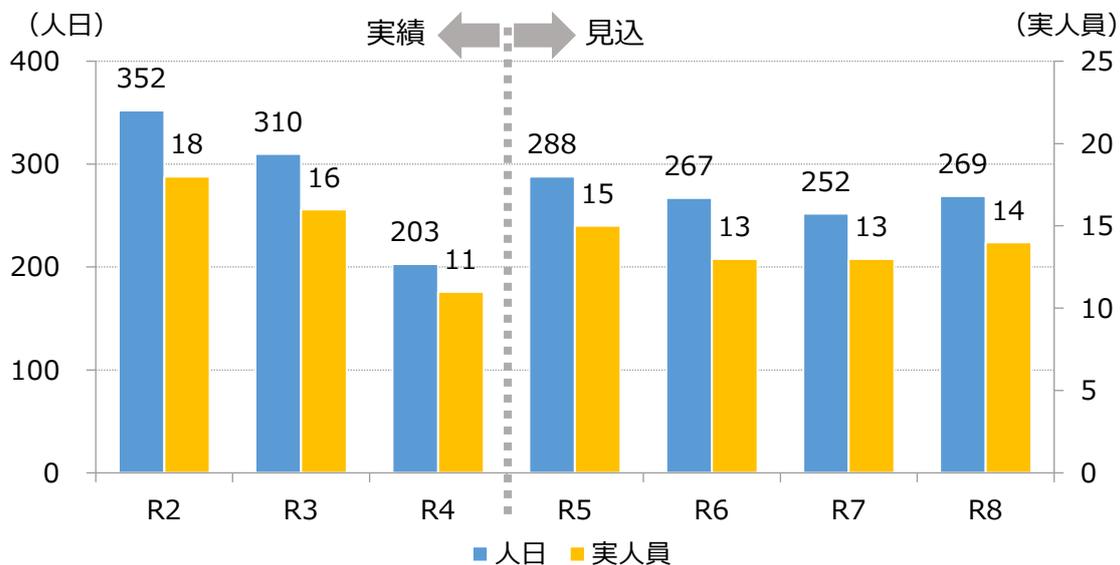
サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	実人員	0	1	2

就労移行支援

<サービス量の推移と見込>

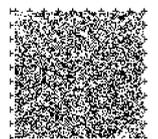
就労移行支援の実績については、令和2年度から令和4年度まで減少傾向となっています。

しかし、この計画期間においては、これまでの実績や地域生活への移行を推進することを踏まえ、減少することなく、令和8年度まで令和5年度と同程度のサービス量になることを見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日	267	252	269
	実人員	13	13	14



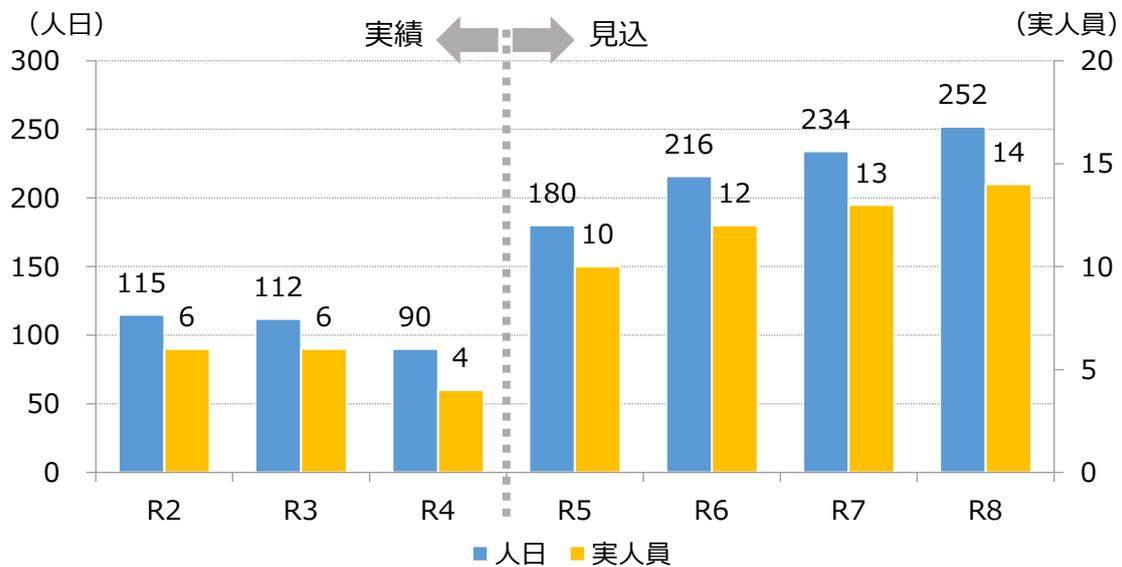


就労継続支援(A型)

<サービス量の推移と見込>

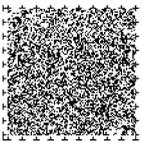
就労継続支援(A型)の実績は、令和2年度から令和4年度まで減少傾向にありました。

しかし、この計画期間においては、これまでの実績や地域生活への移行を推進することを踏まえ、このサービスが一般就労に向けて重要な役割を果たすことから、実人員及びサービス量は緩やかに増加していくと見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	人日	216	234	252
	実人員	12	13	14

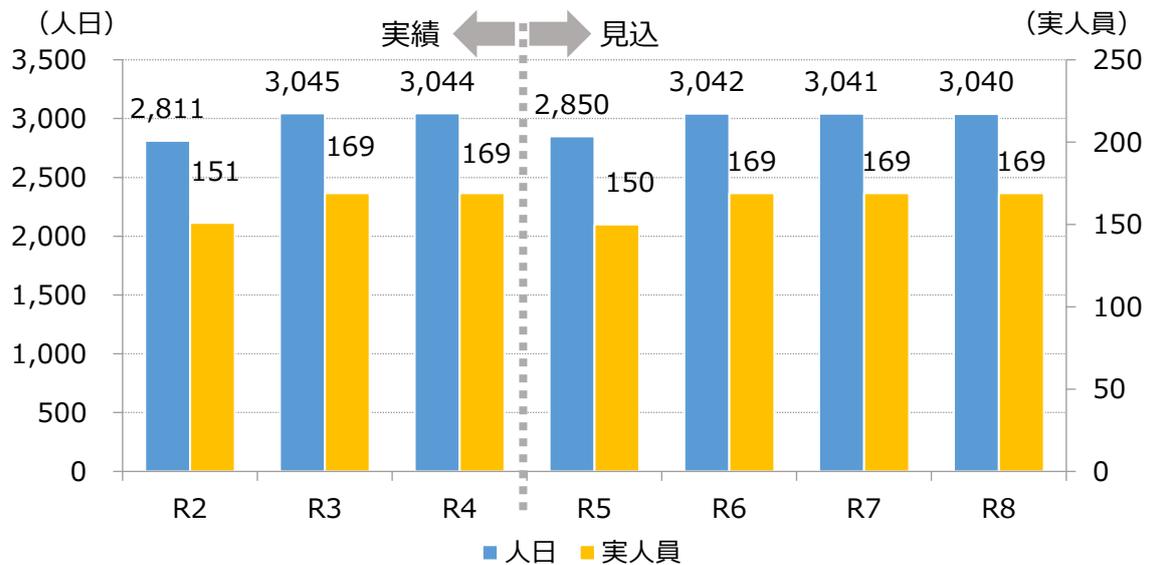


 就労継続支援（B型）

<サービス量の推移と見込>

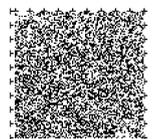
就労継続支援（B型）の実績は、令和3年度の実績からほぼ横ばいで推移しています。

この計画期間においては、これまでの実績や地域生活への移行を推進することを踏まえ、同程度のサービス量になることを見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 （B型）	人日	3,042	3,041	3,040
	実人員	169	169	169



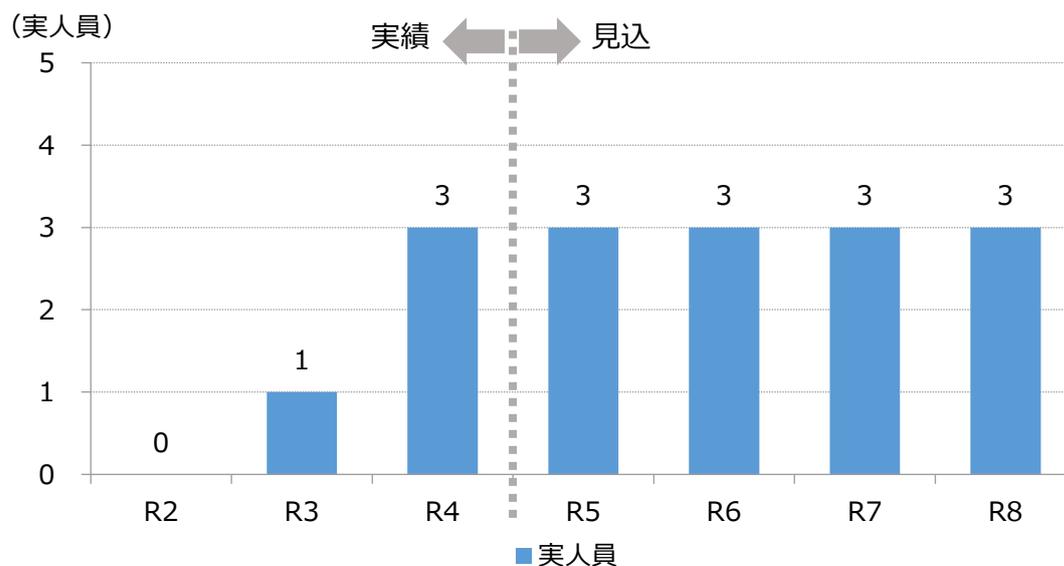


就労定着支援

<サービス量の推移と見込>

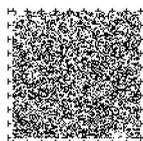
就労定着支援は、令和3年度に1人、令和4年度に3人の実績となりました。

この計画期間においては、これまでの実績や地域生活への移行及び定着を推進することを踏まえ、3人と見込みました。



計画期間における見込量

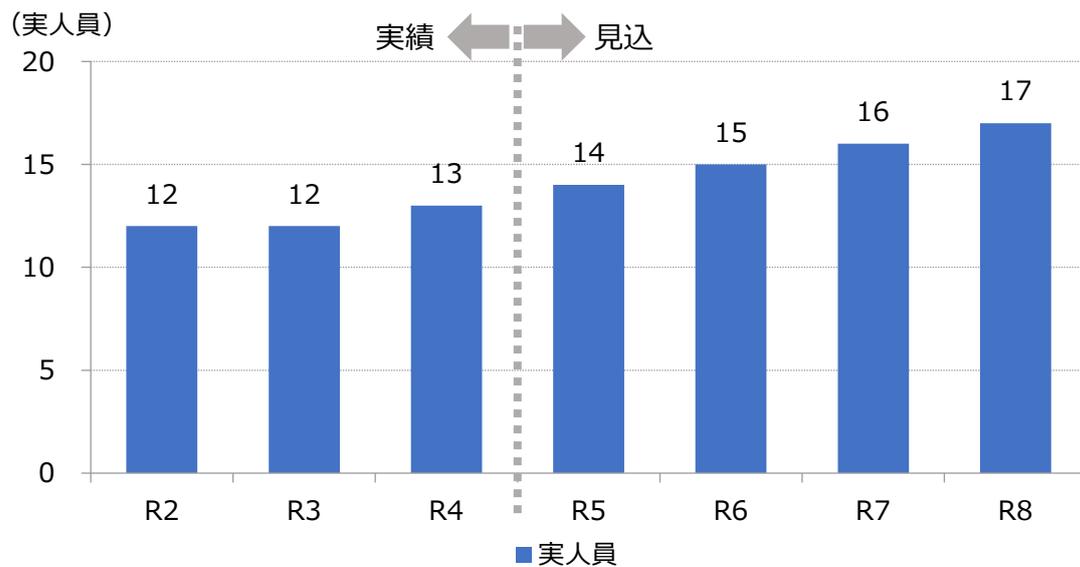
サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	実人員	3	3	3




 療養介護

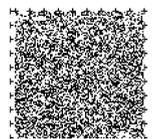
<サービス量の推移と見込>

療養介護の実績は、令和2年度から令和3年度までは12人を維持したまま推移しましたが、令和4年度に1人増加し13人となりました。これまでの実績やアンケート調査結果から、毎年1人ずつ増加することを見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	実人員	15	16	17

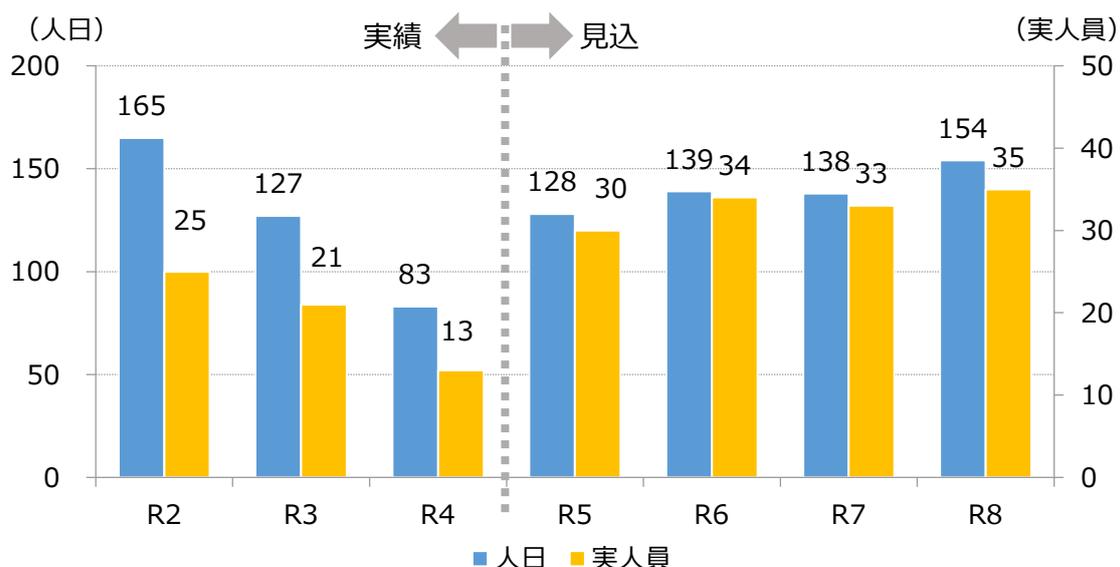


短期入所(ショートステイ)

<サービス量の推移と見込>

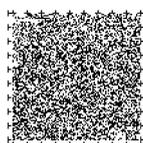
短期入所の実績は、令和2年度から令和4年度まで減少しています。

この計画期間においては、地域生活への移行推進やサービスに対する需要を考慮して、令和5年度以降、年々増加することを見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (ショートステイ)	人日	139	138	154
	実人員	34	33	35
うち福祉型	人日	102	95	106
	実人員	27	25	26
うち医療型	人日	37	43	48
	実人員	7	8	9

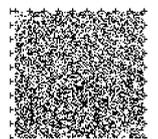


<日中活動系サービス見込量確保のための方策>

- 日中活動系サービスについては、地域生活への移行のために重要な役割を果たすサービスが多いことから、必要とする人が適切に利用できるよう、十分な情報提供・周知を行い、利用促進に努めます。
- サービスの提供にあたっては、新規利用者の就労希望等のニーズ把握に努めるとともに、障害特性に応じたサービスが提供されるよう取り組んでいきます。
- ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、若者サポートステーションなどと連携し、福祉的就労から一般就労、職場定着までの継続的支援を図り、地域の障害者等の雇用を促進します。
- 就労移行支援利用者の働く場の創出のため、市や市内の対象企業等における障害者の法定雇用率の遵守と障害者等の計画的な雇用を促していきます。

③ 居住系サービス

名称	内容
自立生活援助	一人暮らしの希望を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住宅で相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

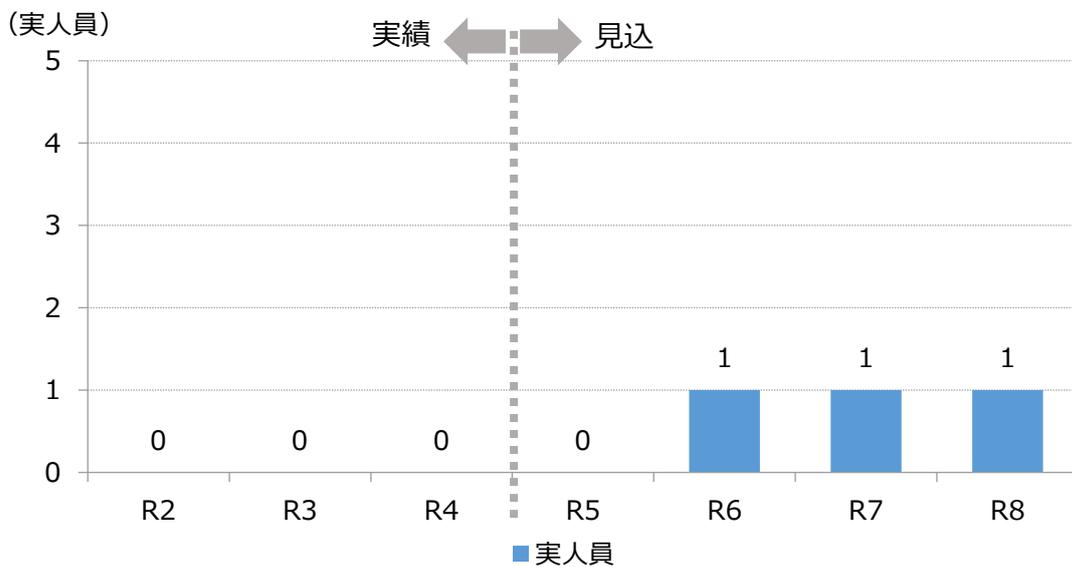


自立生活援助

<サービス量の推移と見込>

自立生活援助は、市にサービスを提供する事業所がないことから、これまで実績がありませんでした。

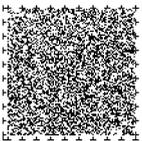
しかし、このサービスは地域生活への移行を推進するために重要なサービスであることから、この計画期間においては、今後のサービスに対する需要を考慮して、サービス量を見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人員	1	1	1

精神障害者の利用者数	実人員	0	0	0
------------	-----	---	---	---

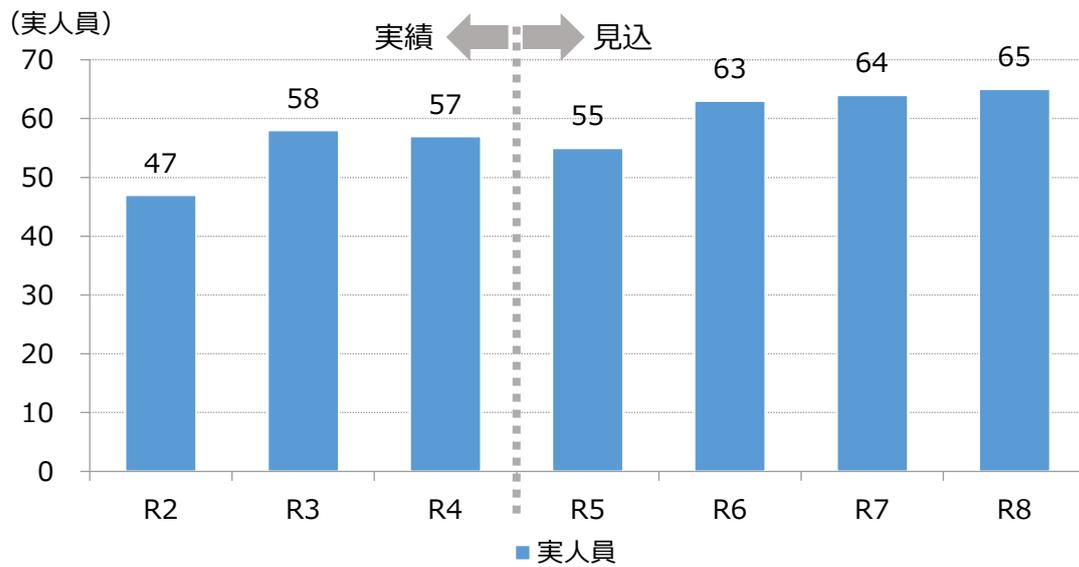


 共同生活援助(グループホーム)

<サービス量の推移と見込>

共同生活援助の実績は、令和3年度に 58 人に増加して以降、ほぼ横ばいで推移しています。

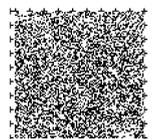
この計画期間においては、地域生活移行の推進やサービスに対する需要等を考慮して、令和8年度まで緩やかに増加していくと見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人員	63	64	65

精神障害者の利用者数	実人員	29	30	31
------------	-----	----	----	----

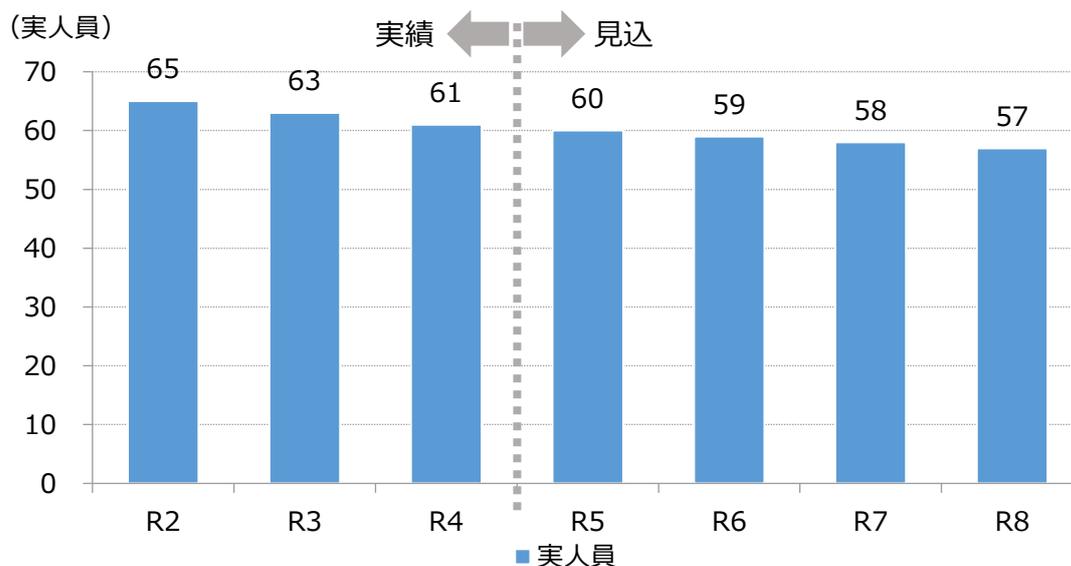


施設入所支援

<サービス量の推移と見込>

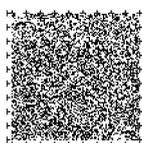
施設入所支援の実績は、令和2年度から減少傾向で推移しています。

令和5年度以降は、地域移行が進むことから毎年1人ずつ減少することを見込み、令和8年度までにサービスの目標値でもある57人まで、サービス量が減ることを見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	実人員	59	58	57

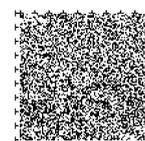


<居住系サービス見込量確保のための方策>

- 居住系サービスについては、地域移行を進めるうえで、グループホームの充実が必須となることから、事業者に向けて整備や拡充を呼びかけ、積極的な支援を行うなど、サービス提供体制の充実を図ります。
- 利用希望者がスムーズにサービスを利用できるよう、利用者ニーズを的確に把握し、施設入所に向けた調整を行います。
- 事業従事者の更なる資質向上のため、山梨県や富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」等で実施する研修会や講習会への積極的な参加を促します。

④ 相談支援

名称	内容
計画相談支援	障害者等の自立した生活を支え、障害者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成します。 また、支給決定後にも、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し(モニタリング)を行います。
地域移行支援	施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保などの活動に関して相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害者等と常時連絡が取れる体制を確保するとともに、緊急時の相談、訪問、対応などを行います。



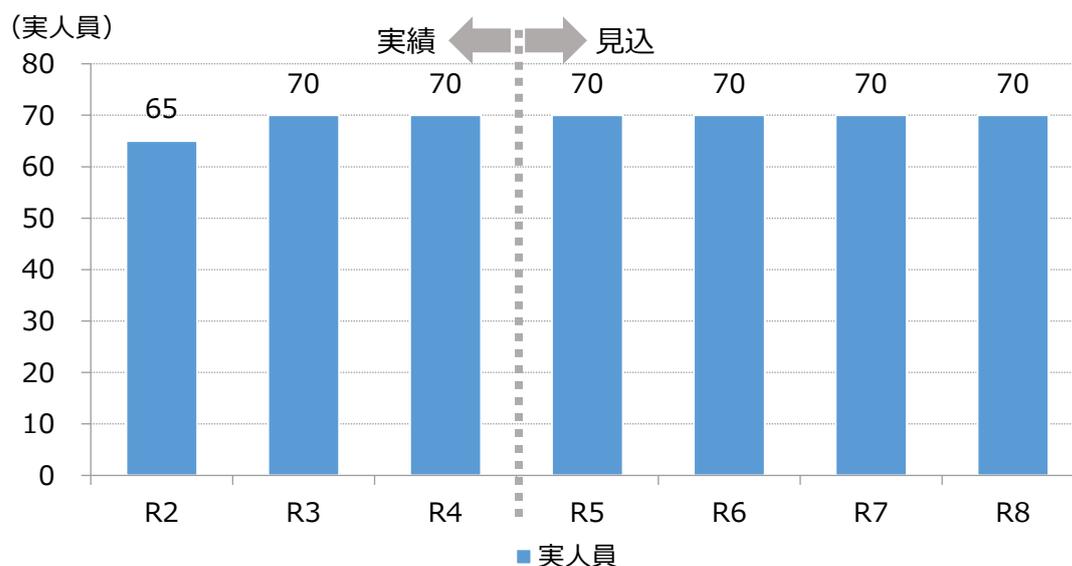


計画相談支援

<サービス量の推移と見込>

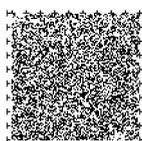
計画相談支援の実績は、令和3年度に70人となり、以降同じ数値で推移しています。

これまでの実績やアンケート調査結果から、令和5年度以降も同じ水準で推移することを見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人員	70	70	70

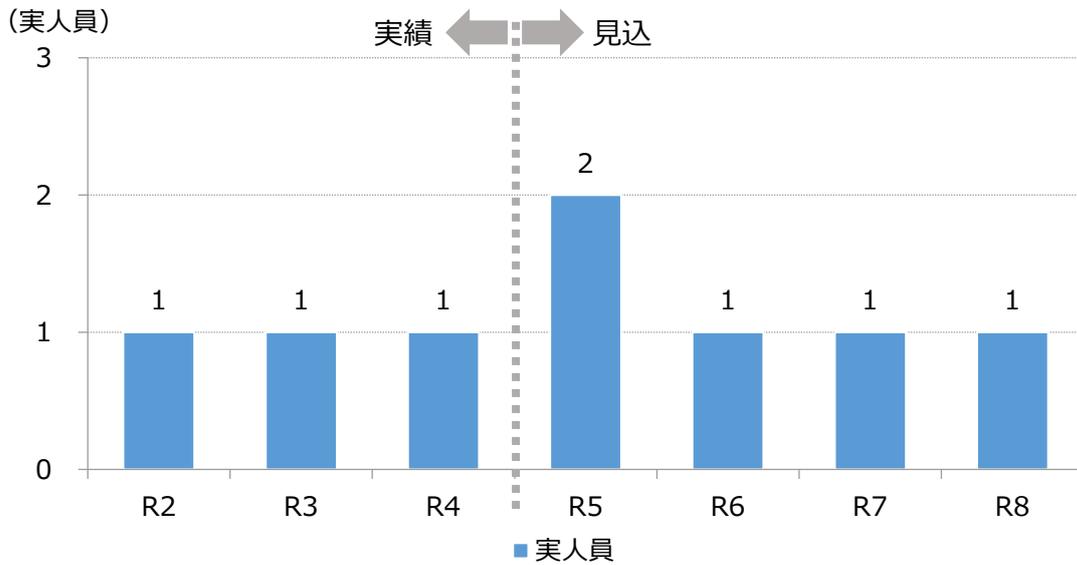


 地域移行支援

<サービス量の推移と見込>

地域移行支援の実績は、令和4年度までは1人の実績があり、令和5年度は2人の実績を見込んでいます。

利用者数は多くはありませんが、地域移行を進める上で必要なサービスであることから、令和6年度以降も1人の需要があることを見込みました。

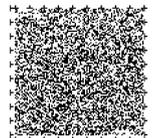


計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	実人員	1	1	1

※年間の人数

精神障害者の利用者数	実人員	1	1	1
------------	-----	---	---	---



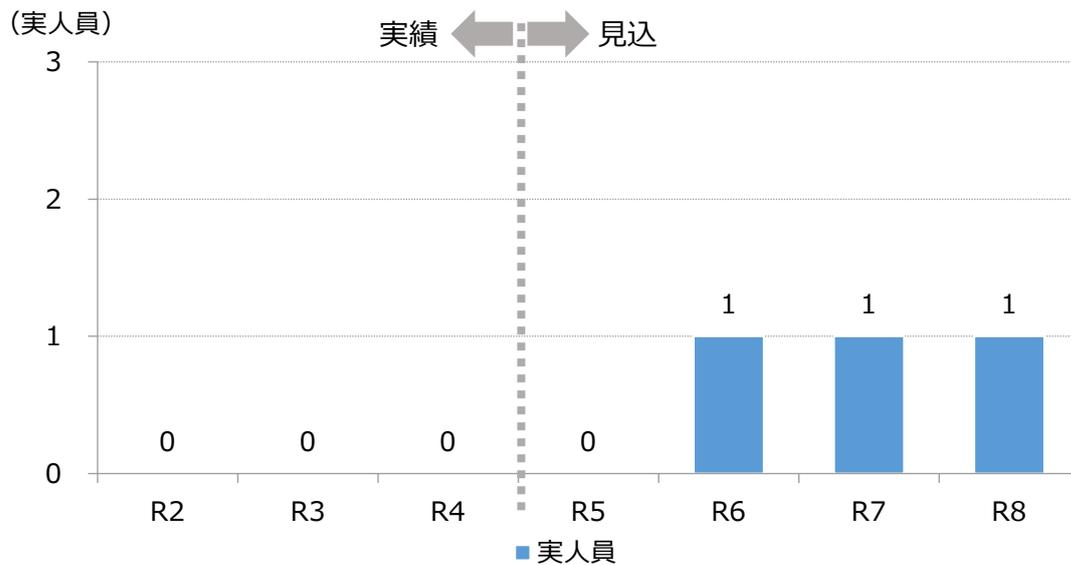


地域定着支援

<サービス量の推移と見込>

地域定着支援の実績は、令和4年度まで実績がありませんでした。

しかし、このサービスは地域生活に定着していくために必要なサービスであることから、この計画期間においては、今後のサービスに対する需要を考慮して、利用を見込みました。

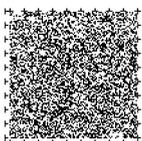


計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	実人員	1	1	1

※年間の人数

精神障害者の利用者数	実人員	1	1	1
------------	-----	---	---	---

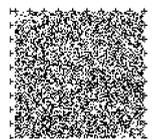


<相談支援見込量確保のための方策>

- 相談支援については、相談サービスの内容や相談支援事業所などの情報に関し、利用が想定される障害者への周知に努め、相談サービスの利用を促していきます。
- 障害特性に応じて必要なサービスが必要な人に提供できるように、障害に関する幅広い知識や専門性の高い知識を備えた相談支援専門員の育成のため、山梨県や富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」等で実施する研修会や講習会への積極的な参加を促します。
- 今後、利用ニーズが増加すると考えられる地域移行支援や地域定着支援に関する相談支援が行われるように、入所施設や精神病院、福祉サービスの提供事業所などとの連携を促していきます。
- 相談支援専門員一人では解決できない困難事例等については、地域の課題として、事業所の枠を超えて検討する場を提供し、課題の解決において地域全体で協力する体制を構築します。

⑤ 障害児支援

名称	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び医療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児等に、授業の終了後または休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児等が通所支援を利用する前に、障害児利用支援計画を作成します。 また、支給決定後にも、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し(モニタリング)を行います。

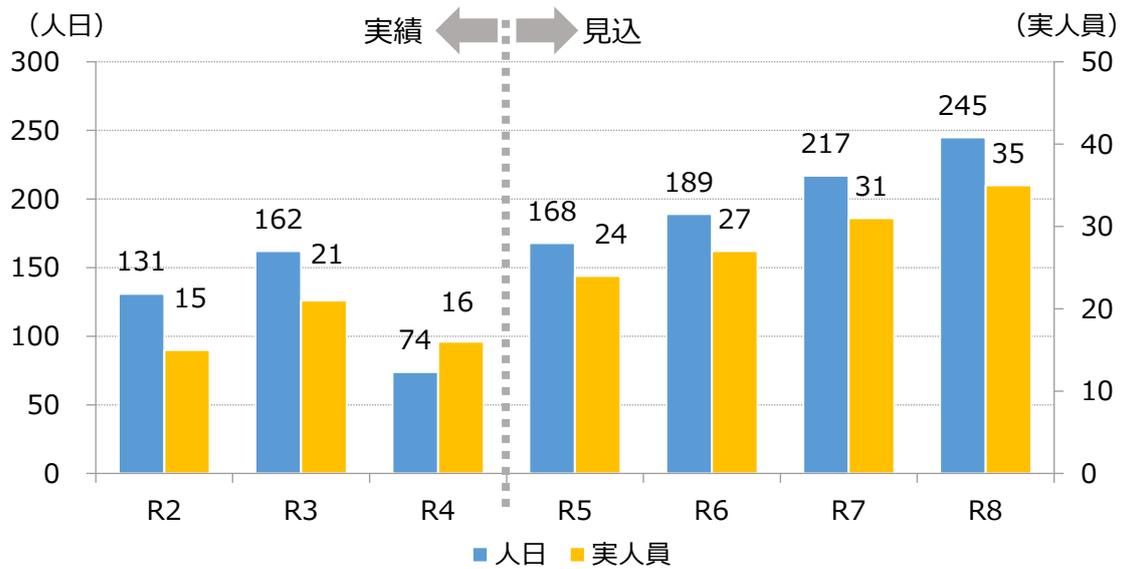


児童発達支援

<サービス量の推移と見込>

児童発達支援の実績は、令和4年度に大きく減少しましたが、令和5年度は令和3年度と同程度のサービス量になることが見込まれています。

これまでの実績やアンケート調査結果から、令和6年度以降は増加傾向が続き、令和8年度には令和4年度の3倍程度のサービス量を見込みました。

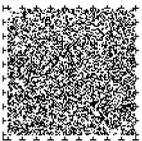


計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	189	217	245
	実人員	27	31	35

医療型児童発達支援

※令和6年度より児童発達支援に一元化されるため、見込量は設定していません。

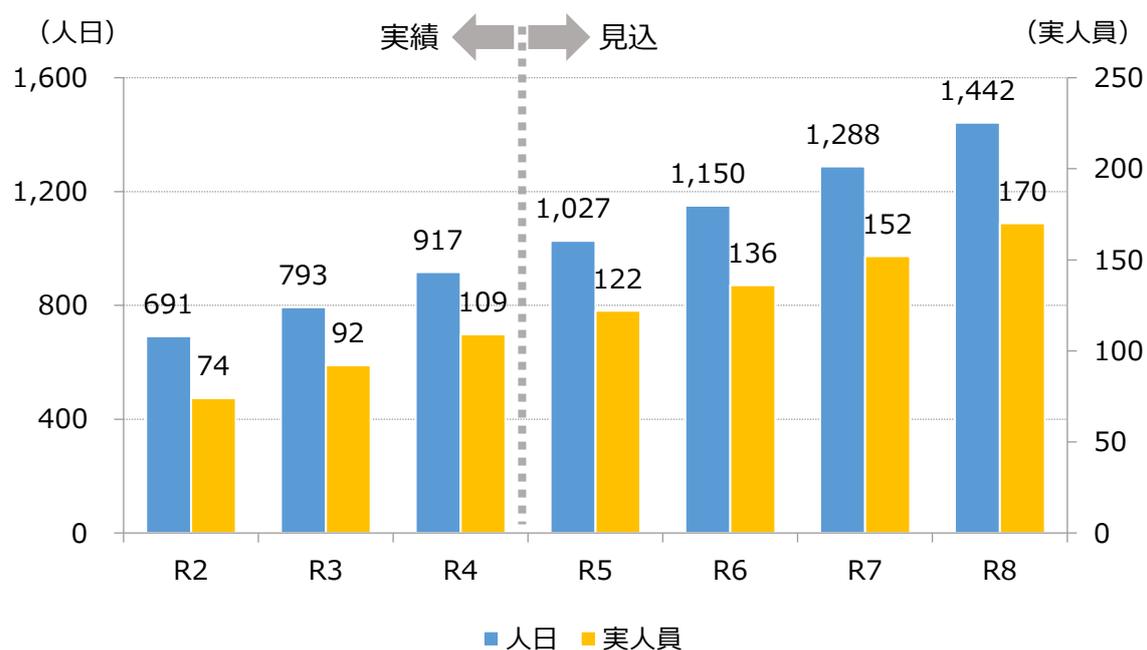


放課後等デイサービス

<サービス量の推移と見込>

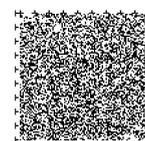
放課後等デイサービスの実績は、サービスに対する需要やサービス提供事業所の増加により、令和2年度から年々増加しました。

これまでの実績やアンケート調査結果から、この計画期間においてサービス量は増加が継続することを見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	人日	1,150	1,288	1,442
	実人員	136	152	170

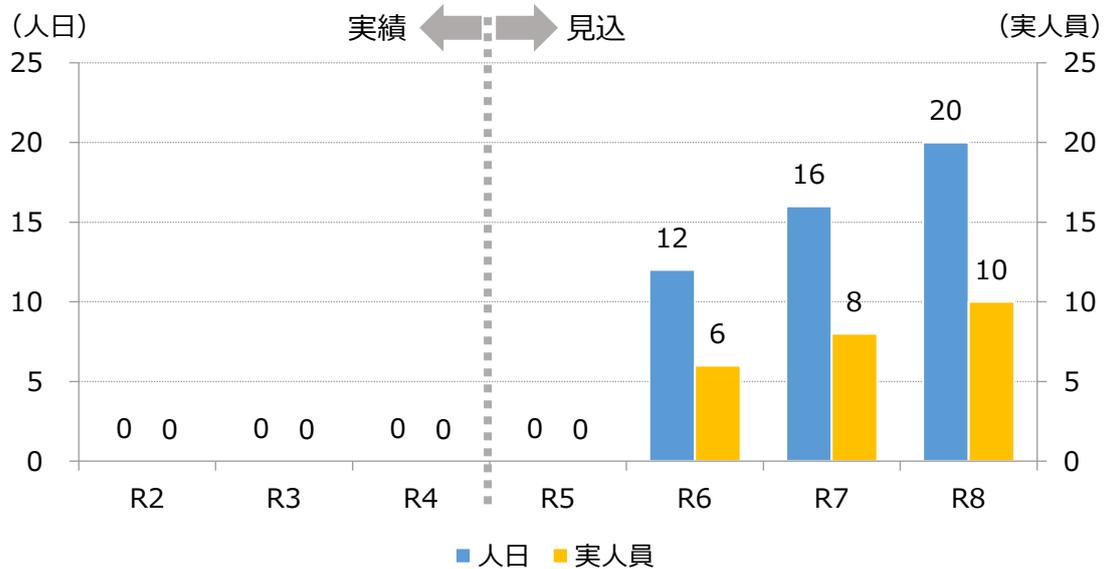


保育所等訪問支援

<サービス量の推移と見込>

保育所等訪問支援については、この地域にサービス提供事業所が無い場合、サービスを利用することが難しい状況となっています。

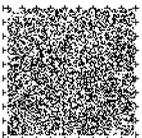
国の基本指針では、令和8年度末までにサービスを利用できる体制を構築することが成果目標とされていることから、令和8年度末までにサービスを利用できる体制が構築されるとして、サービス量を見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日	12	16	20
	実人員	6	8	10

※年間の人数

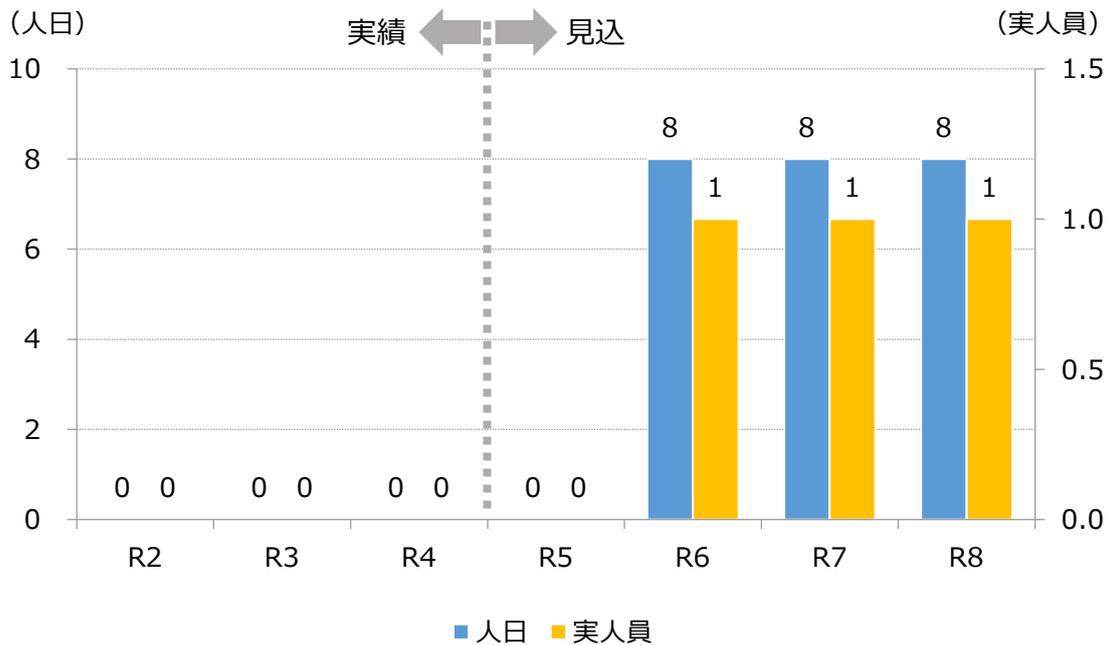


 居宅訪問型児童発達支援

<サービス量の推移と見込>

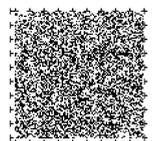
居宅訪問型児童発達支援は、サービス提供事業所も少ないことから、令和4年度まで実績がありませんでした。

しかし、地域移行を進める上で重要なサービスであることから、この計画期間においては、今後のサービスに対する需要を考慮して、サービス量を見込みました。



計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日	8	8	8
	実人員	1	1	1

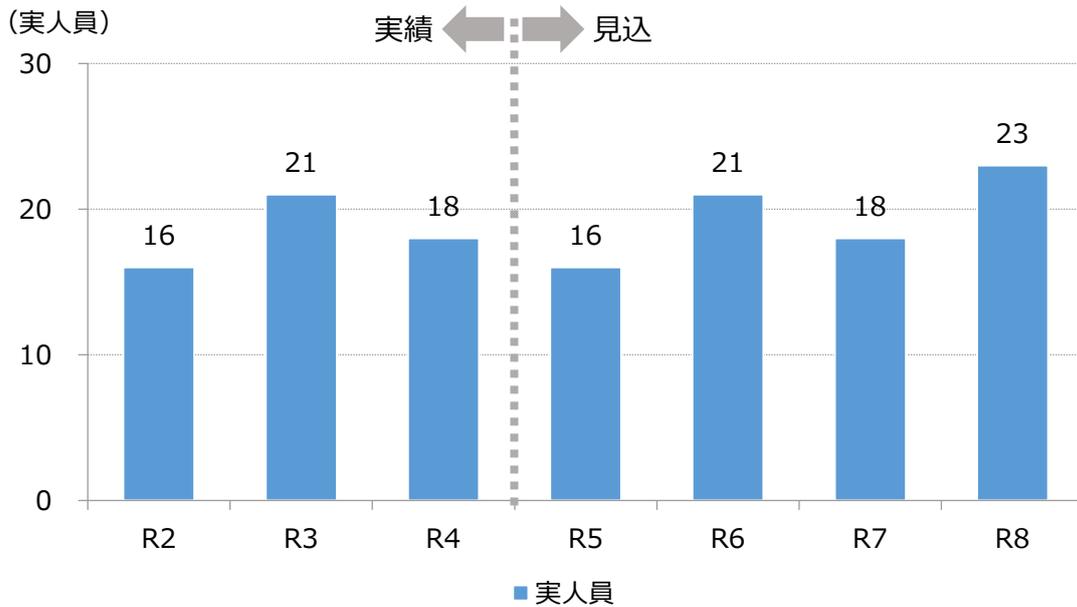


障害児相談支援

<サービス量の推移と見込>

障害児相談支援の実績は、令和4年度まで 20 人前後で推移していました。

令和5年度以降もこの水準で推移すると見込まれることから、この計画期間においては、令和8年度まで 20 人前後で推移していくと見込みました。



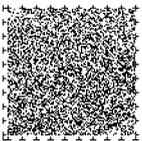
計画期間における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	実人員	21	18	23

※年間の人数

<障害児支援見込量確保のための方策>

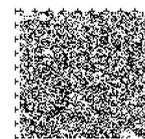
- 地域で生活する障害児等に、その障害特性に応じて必要な療育や福祉サービスが提供されるように、障害児相談支援等を通じて、サービス提供事業所や関係機関と連携していきます。
- 障害児等が早期から専門的な療育、相談が受けられるよう、子ども関係部署と連携を行い、支援体制を強化していくとともに、障害児等の療育機関の中核機関として児童発達支援センターの設置を進めます。
- 圏域外のサービスの利用が難しい場合は、障害児相談支援事業所と連携して、できる限り意向に沿った圏域内でのサービスの利用へ向けて調整を行います。



(2) 地域生活支援事業

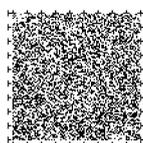
地域生活支援事業とは、障害者総合支援法第 77 条に基づいて、障害者及び障害児等が自立した日常生活や就労などの社会生活を営むことができるように、富士吉田市の地域特性や利用者の状況に応じて、柔軟に実施する事業です。

指定障害福祉サービスとあわせて、障害者及び障害児等が必要としている支援を受けられることができるよう、関係機関や支援団体などと連携しながら事業を実施していきます。



① 必須事業

名称	内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を取り除いていくために、障害者及び障害児等に対する理解を深めるための研修や啓発を地域住民などに対して実施します。
自発的活動支援事業	障害者及び障害児等、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害者及び障害児等、保護者や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、基幹相談支援センター等機能強化事業や住宅入居等支援事業、障害福祉サービスの利用支援など、障害者及び障害児等の権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者や精神障害者等に対して、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者及び障害児等に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。
日常生活用具給付等事業	障害者及び障害児等に対して、障害の種類、程度に応じた日常生活用具を給付または貸与することなどにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した人を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者及び障害児等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び余暇活動等の社会参加を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	通所による創作的活動や生産活動の機会、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを提供し、障害者及び障害児等の地域生活支援の促進を目的とした支援を行います。



理解促進研修・啓発事業

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、小中学生を対象としたボランティアスクール及び福祉教育などを通じて、障害や障害者及び障害児等について住民の理解を深めるための活動に取り組んでいます。

この計画期間においては、一般住民の方にも障害特性や接し方などの理解を深めていただくため、市広報紙等を通じて理解促進・啓発の取組を続けていきます。

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

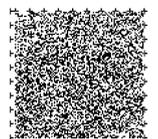
自発的活動支援事業

<サービス量の推移と見込等>

ボランティアの養成・育成を図り、障害のある人への理解促進に努めるため、市では対象となる活動に対する支援を行っていきます。

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施





相談支援事業

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、平成 29 年4月に富士北麓6市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）共同で富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」を設置しました。

基幹相談支援センターが設置されたことで、相談窓口の明確化・一本化が図られ、利用者の利便性が大幅に高くなりました。

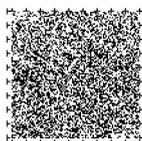
今後も総合的に対応できる相談支援体制を整備し、関係機関との連携を図り、更なる相談支援機能の強化に努めていきます。

令和3年度から令和5年度までの利用実績（見込）

事業名	単位	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込）
障害者相談支援事業	件	967	1,030	1,097
基幹相談支援センター等 機能強化事業	—	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	件	0	0	0

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施



成年後見制度利用支援事業

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、障害者及び障害児等の財産や権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用して適切に管理できるよう、成年後見人制度の周知や利用の促進を図っています。

この計画期間においても、引き続き成年後見制度の普及啓発を行うことで制度の周知を図るとともに、相談支援等を通じて対象と考えられるような場合に支援が可能となるよう、取組を続けていきます。

令和3年度から令和5年度までの利用実績（見込）

事業名	単位	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込）
成年後見制度利用支援事業	件	2	1	1

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施

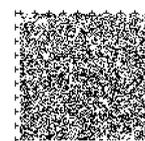
成年後見制度法人後見支援事業

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、現在、社会福祉協議会が法人後見を実施しています。
今後も市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施



意思疎通支援事業

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、手話通訳や要約筆記などの派遣を行う意思疎通支援事業の周知を行うとともに、意思疎通を図る方法の確保に努めています。

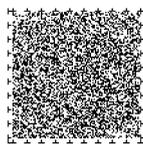
この計画期間においても、引き続きサービス提供の周知や意思疎通を図る方法の確保を図り、利用促進に努めます。

令和3年度から令和5年度までの利用実績（見込）

事業名	単位	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込）
意思疎通支援事業	利用者数	12	12	12

計画期間における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	利用者数	12	12	12



日常生活用具給付等事業

<サービス量の推移と見込等>

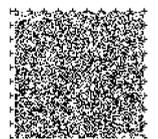
富士吉田市では、障害の種類、程度に応じて必要な日常生活用具の給付や貸与を行っており、日常生活用具の給付を推進するとともに、障害特性に応じたコミュニケーション支援を充実し、円滑に情報を取得・利用できる環境づくりを推進しています。

令和5年度には日常生活用具の一部（ストーマ、紙おむつ）を電子申請化し、外出が難しい方でも簡易に申請ができるよう努めました。

この計画期間においても、引き続き事業の周知に努め、より簡易に利用ができるよう取組を続けていきます。

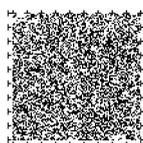
令和3年度から令和5年度までの利用実績（見込）

事業名	単位	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込）
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具 特殊寝台 等	件数	2	5	3
自立生活支援用具 入浴補助用具 等	件数	1	2	2
在宅療養等支援用具 たん吸引器等	件数	8	3	5
情報・意思疎通支援用具 点字ディスプレイ 等	件数	7	17	15
排泄管理支援用具 ストーマ装具 等	件数	1,082	1,086	1,090
居宅生活動作補助用具 住宅改修	件数	2	2	2



計画期間における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具 特殊寝台 等	件数	3	6	4
自立生活支援用具 入浴補助用具 等	件数	2	2	3
在宅療養等支援用具 たん吸引器 等	件数	4	6	5
情報・意思疎通支援用具 点字ディスプレイ 等	件数	16	17	18
排泄管理支援用具 ストーマ装具 等	件数	1,094	1,098	1,102
居宅生活動作補助用具 住宅改修	件数	2	2	2



手話奉仕員養成研修事業

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、意思疎通を図る方法の確保の一環として、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、手話奉仕員などの人材育成と確保に努めています。

この計画期間においても、引き続きサービス提供の周知や人材育成及び人材の確保のため、利用促進に努めます。

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施

移動支援事業

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、令和5年度現在、6事業所でサービスを提供しています。

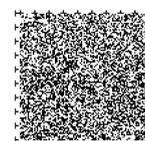
令和3年度には利用時間が急増しましたが、令和5年度の見込みは急減するなど、年ごとによって利用者数や利用時間の差はありますが、今後も事業の周知に努め、事業所と連携してサービス提供ができる体制の整備に努めます。

令和3年度から令和5年度までの利用実績（見込）

事業名	単位	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込）
移動支援事業	利用者数	5	2	1
	時間／年	257	39	16

計画期間における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数	2	2	2
	時間／年	32	32	32





地域活動支援センター機能強化事業

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市には、地域活動支援センターが2か所あり、令和5年度現在、Ⅱ型事業所が1か所、Ⅲ型事業所が1か所となっています。また、市外にあるⅠ型事業所2か所とも契約し、利用できるようにしています。

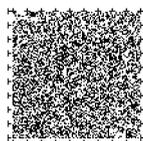
引き続き、適正なサービス提供ができるよう実施していきます。

令和3年度から令和5年度までの利用実績（見込）

事業名	単位	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込）
地域活動支援センター 機能強化事業	箇所	4	4	4
	利用者数 ／日	22	27	27

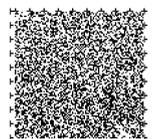
計画期間における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター 機能強化事業	箇所	4	4	4
	利用者数 ／日	27	27	27



② 任意事業

名称	内容
【日常生活支援】	
訪問入浴サービス	入浴が困難な身体障害者の生活を支援するため、訪問入浴車でご自宅を訪問し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るため、入浴サービスを提供します。
日中一時支援	障害者及び障害児等の日中における活動の場を提供するとともに、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として実施します。
【社会参加支援】	
スポーツ・レクリエーション教室開催等	障害者及び障害児等の体力増強、交流、余暇等に資するため及びスポーツに触れる機会を提供するため、様々なレクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催します。
文化芸術活動振興	障害者及び障害児等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動機会の提供とともに、創作意欲を助長するための環境整備や必要な支援を提供します。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障害者及び障害児等のために、点訳、音訳、その他障害者及び障害児等にわかりやすい方法によって、市の広報や障害福祉サービスに関する情報などを提供します。
奉仕員養成研修	点訳や朗読に必要な技術等を修得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する研修を実施します。
自動車運転免許取得・改造助成	障害者の社会参加促進のため、自動車運転免許の取得や所有する自動車の改造の費用について助成を行います。
その他社会参加	障害者及び障害児等、またその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、各種事業を実施します。



名称	内容
【権利擁護支援】	
成年後見制度普及啓発	障害者等の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用促進に向けた普及・啓発を行います。
障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関や関係団体等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

【日常生活支援】

訪問入浴サービス

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、令和3年度から令和5年度にかけて利用者は年々増加しており、3か所で計34人の訪問入浴サービスの利用がある見込みとなりました。

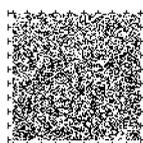
年々利用者は増加することを見込み、今後も引き続きサービス提供事業所と連携し、必要なサービス提供に努めます。

令和3年度から令和5年度までの利用実績（見込）

事業名	単位	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込）
訪問入浴サービス	箇所	3	3	3
	利用者数	8	12	14

計画期間における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	箇所	3	3	3
	利用者数	15	16	17





日中一時支援

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、令和3年度から令和5年度において述べ59か所で、計273人の日中一時支援の利用がありました。利用箇所は年ごとに差はありますが、利用者数は年々増加傾向にあります。

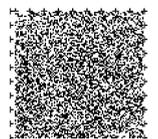
利用箇所及び利用者数は今後も増加することを見込み、十分なサービスが提供できるよう、引き続きサービス提供事業所と連携し、必要なサービス提供に努めます。

令和3年度から令和5年度までの利用実績（見込）

事業名	単位	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込）
日中一時支援	箇所	20	16	23
	利用者数	73	99	101

計画期間における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	箇所	21	22	23
	利用者数	104	107	111



【社会参加支援】

スポーツ・レクリエーション教室開催等

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、参加する障害者及び障害児等の個性や能力の発揮を図るため、各種障害者団体と連携して行われる、レクリエーション活動や障害者スポーツ大会の支援などを行っています。

この計画期間においても引き続き取組を続けていきます。

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等	実施	実施	実施

文化芸術活動振興

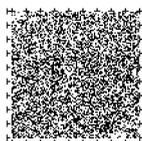
<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、富士吉田市社会福祉協議会や当事者団体が中心となり、陶芸教室や手芸教室などを開催し、障害者及び障害児等が文化芸術活動を行うことができる機会を提供しています。

この計画期間においても、引き続き取組を続けていきます。

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
文化芸術活動振興	実施	実施	実施



点字・声の広報等発行

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、公的機関からの郵送物等へ音声コードや点字を添付し、広報紙などについては点字図書館を通じて情報発信に努め、関係団体と連携し、情報が得やすい環境づくりを推進しています。

この計画期間においても、引き続き取組を続けていきます。

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行	実施	実施	実施

奉仕員養成研修

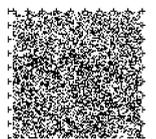
<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、視覚障害者が情報を得やすい環境づくりを推進していくため、点訳や朗読を行う奉仕員を養成するための研修を実施することで、点訳奉仕員などの人材育成と確保に努めています。

この計画期間においても、引き続き取組を続けていきます。

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
奉仕員養成研修	実施	実施	実施



自動車運転免許取得・改造助成

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、障害者の社会参加支援として、自動車運転免許を取得する際の費用の一部助成や、障害者本人が所有し運転する自動車の改造について助成を行っています。

この計画期間においても、引き続き取組を続けていきます。

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成	実施	実施	実施

その他社会参加（おもちゃ図書館運営事業）

<サービス量の推移と見込等>

富士吉田市では、子育て支援センター内におもちゃ図書館を開設し、障害児等がおもちゃを通して楽しく遊べ、仲間づくりの場となるとともに、障害児等をもつ親なども集まり、子育ての不安や悩み、療育の方法などについて情報交換できる場の提供に努めています。

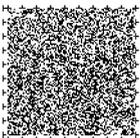
この計画期間においても、引き続き取組を続けていきます。

令和3年度から令和5年度までの利用実績（見込）

事業名	単位	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込）
おもちゃ図書館運営事業	箇所	1	1	1

計画期間における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
おもちゃ図書館運営事業	箇所	1	1	1



【権利擁護支援】

 成年後見制度普及啓発

＜サービス量の推移と見込等＞

富士吉田市では、市広報等を通じて成年後見制度に関する周知に取り組んでいます。令和5年度実施のアンケート調査結果では、成年後見制度を利用したくない理由として「制度がよくわからない」との意見が多かったことから、より一層の普及啓発を行い、制度の周知及び利用促進に努めます。

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度普及啓発	実施	実施	実施

 障害者虐待防止対策支援

＜サービス量の推移と見込等＞

富士吉田市では、障害者及び障害児等の日常生活や就労等の場における差別禁止や合理的配慮の提供、虐待防止に関する啓発活動に努め、権利侵害が発生した場合には、速やかに相談対応をしています。また、市役所内に富士吉田市障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談対応等を行っています。

この計画期間においても、引き続き取組を続けていきます。

計画期間における実施見込

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者虐待防止対策支援	実施	実施	実施

